

指定都市要件の再検討見直しシート【印鑑登録システム】

| | | | | | 意見 | | | 対応 | |
|----|-------------|--------|-----------------------|------------------------------|-----|--|--|-------------|---|
| 番号 | 対象章 | 項番① | 項番② | 項番③ | 修正前 | 修正後 | 理由 | 分類 | 対応方針 |
| 1 | 第3章 機能要件 | 4 異動 | 4.1.4. 印鑑照会及び回答 | 4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行 | - | 「4.1.4.2印鑑の登録に関する照会書発行」標準オプション機能 「現に届出の任に当たっている者と届出者本人が異なる住所異動を住民記録システムで処理し、住民異動届受理通知を送付している場合、異動処理後任意の日数経過前に印鑑登録に関する照会書を出力する場合にアラートを表示できること。」 | 転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手続において、現に届出の任に当たっている者と届出者本人が異なる場合など、住民異動届受理通知を異動前住所に送付することになるが、通知が到達するまでには一定のタイムラグが生じる。その間、なりすましによる印鑑登録（照会書による登録）を防ぐ観点から、印鑑登録の際に本人確認未済者（通知発送から日付が立っていない者）を漏れなく把握する必要がある。 指定都市においてはその人口規模の大きさから上記ケースが一定数発生することから、下記アラート機能を求める。 | 対応なし | 住民異動届受理通知を異動前住所に送付し、通知が到達するまでに一定のタイムラグが生じた場合であっても、照会回答方式において厳格な本人確認を行うことで、なりすましが防げるものと想定していることから対応しないこととする。 |
| 2 | 第3章 機能要件 | 4 異動 | 4.0.3. 審査・決裁 | 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録機能 | - | 印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。 | 政令市の規模で業務を行う場合、仮登録、本登録の二段階の入力を行うと特に繁忙期に業務が回らないため | 対応なし | 公証行為である以上、単独の者における本登録を実施することは許容されないことから対応しないこととする。 |
| 3 | 第4章 様式・帳票要件 | - | 20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票 | 20.2.1 印鑑登録証明書 | - | ○ 印鑑登録証明書（日本人）のレイアウトの考え方吹き出し説明 「指定都市・特別区を除き、常に都道府県から記載する。」 | 他の児童手当、介護保険等、20の標準化対象事業では、職名（他事業では首長肩書、保険者の名称、発行者役職等）について、「指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること」とは規定されていません。 事業横並びで見た場合、住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システムだけが「指定都市・特別区も含め常に都道府県から記載する。」とされています。 通知書様式において、共通的な出力項目である職名等は、共通機能標準仕様書で「帳票印刷」が共通機能として例示されていることもあり、市長名を印字する時の仕様として事業横並びで揃えていただきたいと思います。 | 仕様書修正 | 「第22回住民記録システム等標準化検討会」において、指定都市は都道府県名を省略できるよう仕様書改定を検討する。 |
| 4 | 第4章 様式・帳票要件 | - | 20.1 様式・帳票全般 | 20.1.1 出力様式・帳票 | - | 【標準オプション機能】 印鑑登録原票への反映内容が正しいことの挙証情報となる、以下内容を項目として保持する内部用帳票について、必要に応じて直接印刷により出力できること。 ・現在の印鑑登録原票の情報を把握可能 ・過去の異動履歴を一覧として確認可能 ・各異動履歴における印鑑異動事由が把握可能 | 印鑑の異動処理（登録・抹消・修正）の仮登録や本登録状態への審査または決裁業務を行うに当たり、印鑑登録原票確認票の代わりにEUC機能やその他照会画面を利用した場合の時間的な業務負担増を勘案しますと、指定都市での人口規模においては実現困難であると考えます。 審査または決裁業務に必要な挙証情報が、一つの帳票で完結して確認可能な出力帳票について、改めて実装オプション機能としての追加をご検討ください。 | 仕様書修正 済み | 「第18回住民記録システム等標準化検討会」において、趣旨を踏まえて仕様書に反映しており、「機能ID：0020241」に規定している。 |
| 5 | 第4章 様式・帳票要件 | 1 管理項目 | 1.3. その他の管理項目 | 1.3.6. 交付履歴の管理 | - | 【標準オプション機能】 交付履歴の項目上で交付区分とは別に手数料の有無を判断可能な項目を管理すること。 | 「手数料の有無については交付区分に抛らない」という回答ですが、証明書の取扱件数（日次）の集計を行うにあたり、交付履歴の項目上で、手数料の有無を判断可能な項目が保持されない場合は、交付件数と手数料の突合作業を証明書の交付申請書ベースで行う業務が発生し、人口規模に応じて業務負担が大きくなります。 そのため、システム上で手数料を含めた集計を可能とし、業務効率の向上を図る目的で、交付履歴の項目上で交付区分とは別に手数料の有無を判断可能な管理項目を「実装オプション機能」として設けることを希望します。 | 仕様書修正 | 「第22回住民記録システム等標準化検討会」において、交付履歴における項目とは別に、手数料の有無にかかる項目を管理できる機能を標準オプション機能とする仕様書改定を検討する。 |